



昭和56年4月12日

●編集・発行

柏市増尾近隣センター運営委員会・広報部

増尾近隣センター

〒277 柏市増尾1614番 ⑧(74)7211



実行委員長 吉田 稔  
柏市増尾近隣センターの開館おめでとうございます。  
地域における住民相互の交流と、心豊かなふるさとづくりを推進するためのふれ合いの場として、かねてから柏市が増尾一六一四番地に建設中の柏市増尾近隣センター（市では増尾地区学習教養施設と呼んでおります）がこのほど完成し待望久しかった開館の式典がいよいよ四月十八日（土）午前十時よりセンター一体育館において執り行なわれる運びとなりましたことは、まさに運びどおり申上げます。また内容につきましても期して待つべきものがあると思いますの

で、どうか地域の皆さんお

4/18

19

20

落成記念式典行事  
3日間のスケジュール

- 落成式典（10:00～11:00）
- 舞踊と民謡演芸大会（12:00～17:30）
- 卓球大会（13:00～17:30）

- 剣道模範試合（9:00～10:30）
- 柔道模範試合（10:30～12:00）
- 卓球大会（9:00～16:30）

- ふれあいの集い（12:30～17:30）
- 中華料理教室（13:00～15:00）
- お茶会（9:00～16:00）

- ママさんバレー大会（9:00～17:30）
- 卓球大会（9:00～12:00）

- 囲碁・将棋（9:00～15:00）
- ふるさと料理教室（13:00～15:00）

- 着物着付教室（13:00～15:00）

- 書道・絵画・手芸陶芸展
- 生花展
- 事務予定室

- 学習室・体育館

- 3日間通じて

## 増尾近隣センターの設置に思う 小原 幸子



住民の長い間の夢でもあった増尾近隣センター開設おめでとうございます。

柏町、土村、田中村、富勢村の一町三村で合併し柏市として出発してもう二十数年が過ぎようとしています

が、こゝ増尾も昔の面影は次第にうすれ、新しい街として日々躍進を続けています

。そして地元外の人々で新しい人間関係が作られる中で連帯感やお互いの心のふれ合いは必ずしも充分ではない様に思えます。私は柏に住んで三十年になりますが柏は私にとって完全に「ふるさと」になっています。昔より緑が少なくなりましたが空気のよい住み心地のよい地として私は誇りとしています。しかし人口が過密になる程人情も薄れ

り推進され心から誇れる、「ふるさと」を書きあげるよう努力いたす所存でございます。

皆さま方もこの近隣センターを利用いただくことになりますが私たちも皆さま方のご利用に心と心のふれ合いを大切にいたし、うるおいのある心豊かなふるさとづくりがよ

り進められ心から誇れる、「ふるさと」を書きあげるよう努力いたす所存でございます。

皆さま方もこの近隣センターを利用いただくことを心よりお待ちしております。

## 落成式典行事には、是非ご参加ください。

タートに、ござつての参加を。

# 華々しく落成記念式典・行事

ふれあいの「場」、近隣センターが、いよいよ開館の運びになりました。三日間の落成記念式典・行事は、文化・体育・福祉の三部門から成る盛り沢山のプログラムで企画しました。我らの血の通つたふれあいの「場」にふさわしいス

## 増尾近隣センター

ふれあいの「場」、近隣センターが、いよいよ開館の運びになりました。三日間の落成記念式典・行事は、文化・体育・福祉の三部門から成る盛り沢山のプログラムで企画しました。我らの血の通つたふれあいの「場」にふさわしいス

●地域への意識では人と人とのふれ合いは望めないと思います。この様な中で少し遅い感もありますが遂に公共の「住民の心のふれ合いの場」として増尾近隣センターが白堜の姿で誕生いたしました。しかも体育館内により作成いたしました冊子により作成いたしました。その方々の参加希望をいただきましたところ、多数各種目別に参加者の募集を行なうことなどを定めると共に行事の内容を定めたうえ、関係各町会を始め関係小中学校、関係文化・体育・福祉団体のご協力を賜りながら、各町会で開館おめでとうございます。

●地域への意識では人と人とのふれ合いは望めないと思います。この様な中で少し遅い感もありますが遂に公共の「住民の心のふれ合いの場」として増尾近隣センターが白堜の姿で誕生いたしました。しかも体育館内により作成いたしました冊子により作成いたしました。その方々の参加希望をいただきましたところ、多数各種目別に参加者の募集を行なうことなどを定めると共に行事の内容を定めたうえ、関係各町会を始め関係小中学校、関係文化・体育・福祉団体のご協力を賜りながら、各町会で開館おめでとうございます。

●地域への意識では人と人とのふれ合いは望めないと思います。この様な中で少し遅い感もありますが遂に公共の「住民の心のふれ合いの場」として増尾近隣センターが白堜の姿で誕生いたしました。しかも体育館内により作成いたしました冊子により作成いたしました。その方々の参加希望をいただきましたところ、多数各種目別に参加者の募集を行なうことなどを定めると共に行事の内容を定めたうえ、関係各町会を始め関係小中学校、関係文化・体育・福祉団体のご協力を賜りながら、各町会で開館おめでとうございます。

●地域への意識では人と人とのふれ合いは望めないと思います。この様な中で少し遅い感もありますが遂に公共の「住民の心のふれ合いの場」として増尾近隣センターが白堜の姿で誕生いたしました。しかも体育館内により作成いたしました冊子により作成いたしました。その方々の参加希望をいただきましたところ、多数各種目別に参加者の募集を行なうことなどを定めると共に行事の内容を定めたうえ、関係各町会を始め関係小中学校、関係文化・体育・福祉団体のご協力を賜りながら、各町会で開館おめでとうございます。

●地域への意識では人と人とのふれ合いは望めないと思います。この様な中で少し遅い感もありますが遂に公共の「住民の心のふれ合いの場」として増尾近隣センターが白堜の姿で誕生いたしました。しかも体育館内により作成いたしました冊子により作成いたしました。その方々の参加希望をいただきましたところ、多数各種目別に参加者の募集を行なうことなどを定めると共に行事の内容を定めたうえ、関係各町会を始め関係小中学校、関係文化・体育・福祉団体のご協力を賜りながら、各町会で開館おめでとうございます。

# 開館行事催事会場の案内



## 増尾近隣センター使用のきまり

1、センターの使用  
センターは、みんなの施設です。規則を守り、器具、備品を大切にして、秩序正しく使いましょう。

2、使用時間  
(1)開館時間は、市の規則により午前9時から午後5時までです。

但し、運営委員会が認めたものについては、(火、木、土)に限り午後5時以降午後9時三十分までの使用ができます。

(2)より多くの方々に使用してもらう為に、使用時間の区分は、原則として二時間で単位を限度として下さい。

(3)責任者は使用後、点検確認の上、受け付けに連絡してから退出します。

(4)使用者は必ずあとかたずけをし、用具・備品を元の所に戻します。

(5)使用者は必ずあとかたずけをし、用具・備品を元の所に戻します。

(6)公益、風俗、秩序、環境を乱すような行為は、さけましよう。

(7)アルコール類は、許可なく持ち込まないことにしましよう。

(8)その他運営委員会が定めた事項を守りましょう。

(9)休館日は、市規則により次とおりです。

(1)月曜日及び祝日の翌日  
(2)年末年始(十二月二八日から一月四日まで)

(3)その他の施設、設備の点検等の為、臨時に休館日の変更をすることがあります。

(4)特定の場所以外で火気

(5)個人で使用する場合、直接申し込んで下さい。

(6)使用申込方法

(7)休館者は次のことを守ります。

(8)休館日は、市規則により次とおりです。

(9)休館日は、市規則により次とおりです。

使用したり喫煙しないようになります。

(5)許可なく印刷物を配布したり、ポスター類の掲示をしないようにします。

(6)備品、設備を破損した時は、速やかに管理者に申し出るようにします。

(7)コミュニケーションの役割を果たすべく、みなさんよりの意見、ご希望など、ございましたら事務局宛にご投稿くださいます。

(8)アルコール類は、許可なく持ち込まないことにしましよう。

(9)その他運営委員会が定めた事項を守りましょう。

(10)休館日は、市規則により次とおりです。

(11)月曜日及び祝日の翌日  
(12)年末年始(十二月二八日から一月四日まで)

(13)その他の施設、設備の点検等の為、臨時に休館日の変更をすることがあります。

(14)特定の場所以外で火気

(15)個人で使用する場合、直接申し込んで下さい。

(16)休館者は次のことを守ります。

(17)休館日は、市規則により次とおりです。

(18)休館日は、市規則により次とおりです。

(19)休館日は、市規則により次とおりです。

(20)休館日は、市規則により次とおりです。

(21)休館日は、市規則により次とおりです。

(22)休館日は、市規則により次とおりです。

(23)休館日は、市規則により次とおりです。

(24)休館日は、市規則により次とおりです。

機関誌の愛称が決まりました!

みんなお元気ですか? 機関誌の「愛称」募集にはみな様方より多数のご応募をいただきましてありがとうございます。選定された方には、開館式典第一回の式典後に賞品、賞状の授与式が行われます。

(25)許可なく印刷物を配布したり、ポスター類の掲示をしないようにします。

(26)備品、設備を破損した時は、速やかに管理者に申し出るようにします。

(27)コミュニケーションの役割を果たすべく、みなさんよりの意見、ご希望など、ございましたら事務局宛にご投稿くださいます。

(28)アルコール類は、許可なく持ち込まないことにしましよう。

(29)その他運営委員会が定めた事項を守りましょう。

(30)休館日は、市規則により次とおりです。

(31)月曜日及び祝日の翌日  
(32)年末年始(十二月二八日から一月四日まで)

(33)その他の施設、設備の点検等の為、臨時に休館日の変更をすることがあります。

(34)特定の場所以外で火気

(35)個人で使用する場合、直接申し込んで下さい。

(36)休館者は次のことを守ります。

(37)休館日は、市規則により次とおりです。

(38)休館日は、市規則により次とおりです。

(39)休館日は、市規則により次とおりです。

(40)休館日は、市規則により次とおりです。

(41)休館日は、市規則により次とおりです。

(42)休館日は、市規則により次とおりです。

(43)休館日は、市規則により次とおりです。

防災やよりあなたを守る今日の備え

会館使用受付開始!

増尾近隣センター及び体育館の使用申込を、四月十五日より、近隣センター事務所内にて、受付を開始いたします。使用日は4月25日より、5月5日(火)まで、休館日はありません。五月六・7・8は休館日となります。それ以降は、平常通りです。日曜日・祝祭日の次日は、休館日となります。

(44)休館日は、市規則により次とおりです。

(45)休館日は、市規則により次とおりです。

(46)休館日は、市規則により次とおりです。

(47)休館日は、市規則により次とおりです。

(48)休館日は、市規則により次とおりです。

(49)休館日は、市規則により次とおりです。

(50)休館日は、市規則により次とおりです。

(51)休館日は、市規則により次とおりです。

(52)休館日は、市規則により次とおりです。

(53)休館日は、市規則により次とおりです。

(54)休館日は、市規則により次とおりです。

(55)休館日は、市規則により次とおりです。

(56)休館日は、市規則により次とおりです。

(57)休館日は、市規則により次とおりです。

(58)休館日は、市規則により次とおりです。

(59)休館日は、市規則により次とおりです。

(60)休館日は、市規則により次とおりです。

注意します!

最近、道路に駐車している車が多く見かけます。

消防委員協議会の会議でも提案され、この道路駐車は、次のような事態も予想されます。

(61)車のカゲからの子供の飛出による事故。

(62)消火栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に障害。

(63)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(64)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(65)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(66)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(67)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(68)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(69)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(70)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(71)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(72)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

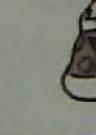
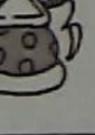
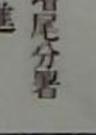
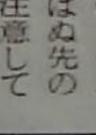
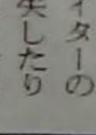
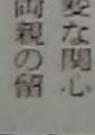
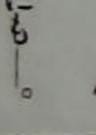
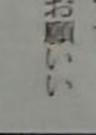
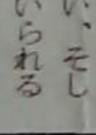
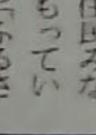
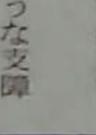
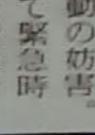
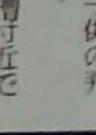
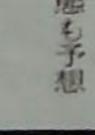
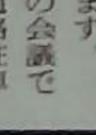
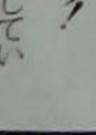
(73)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(74)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(75)車のカゲからの子供の飛び出しによる事故。

(76)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。

(77)消防栓、防火水槽付近での駐車車両によって緊急時に消防車、救急車等の通行に消防車、救急車等の通行に障害。



（土）出張所

（火）

（水）

（木）

（金）

（土）

（火）

（水）

（木）